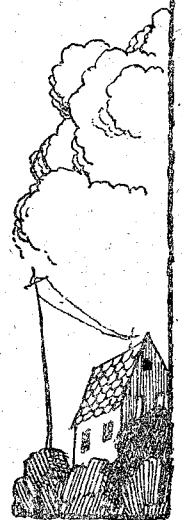


内務省特報



◎内務省告示第五百九十三號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ修了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年十一月十八日

内務大臣 安井英二

路線名 區 間 工事終了ノ期日

四 號 自青森縣東津輕郡西平内村 至同縣同郡野内村 昭和十五年十二月六日

八 號 山梨縣北都留郡巖村地内

◎内務省告示第五百九十四號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年十二月一日ヨリ東京府北多摩郡立川町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ立川市ヲ置ク

昭和十五年十一月十九日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第五百六十二號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年十一月三日ヨリ茨城縣新治郡土浦町及眞鍋町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ土浦市ヲ置ク

昭和十五年十月二十五日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第五百六十七號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年十一月三日ヨリ埼玉縣北足立郡大宮町、日進村、三橋村、大砂上村及宮原村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ大宮市ヲ置ク

昭和十五年十月二十九日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第五百六十八號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年十一月三日ヨリ山口縣厚狹郡小野田町及高千帆町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ小野田市ヲ置ク

昭和十五年十月二十九日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第六百號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年十二月一日ヨリ石川縣能美郡小松町、安宅町、牧村、板津村、白江村、苗代村、御幸村及粟津村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ小松市ヲ置ク

昭和十五年十一月二十九日

内務大臣 安井英二

◎内務省告示第六百二號

昭和二年四月内務省告示第三百八號中「熊本縣」ノ次ニ

内務省特報

「山口縣」ヲ加フ

昭和十五年十一月三十日

内務大臣 安井英二

(參照)

昭和二年四月一日内務省告示第三百八號ハ地方官制ノ規定ニ依リ土木部ヲ置ク府縣ノ件ナリ

◎内務省告示第六百四號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十五年十二月二日

内務大臣 安井英二

路線名 區

間 工事終了ノ期日

四 號 自岩手縣盛岡市大字仁王 至同縣同市大字下厨川 昭和十五年十二月二日

◎内務省告示第六百八號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依ル本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如

昭和十五年十二月四日

内務大臣 安井英二

路線名 區

間 工事終了ノ期日

十五號

自和歌山縣伊都郡山田村
至同縣 同 郡應其村

昭和十五年十二月四日

○内務省告示第六百九號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十五年十二月十一

日ヨリ大分縣日田郡日田町、三芳村、光岡村、高瀬村、朝

日村三花村及西有田村ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ日田市ヲ置ク

昭和十五年十二月五日

内務大臣 安井英二

○内務省訓令第十八號

神官神職

紀元二千六百年式典ニ方リ長クモ優渥ナルノ勅語ヲ賜ヒ我

ガ惟神ノ大道ヲ中外ニ顯揚スベキヲ昭示セララル 聖慮宏遠

眞ニ恐懼感激ニ堪ヘズ

惟フニ神祇祭祀ハ國家百政ノ大本ニシテ敬神崇祖ハ國民道

德ノ根幹タリ此ノ大本明ニシテ庶政始メテ正シク此ノ根幹

固クシテ萬民其ノ嚮フ所ヲ謬ラス愈々我ガ國體ノ精華ヲ發

揮スルヲ得ベシ是レ古來神事ヲ以テ朝儀ノ第一トセラレ臣

民亦父祖相承ケテ斯ノ道ヲ遵奉シ來レル所以ナリ

是ヲ以テ政府ハ新ニ神祇院ヲ設置シ大ニ惟神ノ大道ヲ宣揚

シ以テ億兆一心 皇謨翼贊ノ實ヲ舉グルニ資セントス

今ヤ我ガ國ハ非常ノ世局ニ直面シ國民皆 聖旨ヲ奉體シ深

ク敬神ノ本義ニ徹シ以テ時艱ヲ克服スルノ覺悟ヲ堅クスベ

キノ秋ナリ此ノ秋ニ方リ神明奉仕ノ職ニ在ル者其ノ職責ノ

重大ナルヲ自覺シ愈々祭祀ヲ嚴修シテ報本反始ノ至誠ヲ效

スト共ニ神祇崇敬ノ本義ニ則リ率先シテ臣道實踐ノ模範ト

ナリ其ノ重責ヲ全ウスルニ遺憾ナキヲ期スベシ

昭和十五年十一月二十六日

内務大臣 安井英二

○總務部長會議

地方長官および警察部長會議の後を受けて内務省では十

一月七、八日總務部長會議を招集した、午前九時開會、内

相訓示を挾間次官が代讀、さきに内務大臣訓令によつて整備強化に着手した隣保組織と新たに發足した大政翼賛運動との關聯性を力説して總務部長の主管事務たる隣保組織の健全なる發達を要望し統制經濟の運用と國民生活の安定上に遺憾なきを期せられたい旨を指示した、第一日の打合せ及び協議事項は、

- 一、地方官々制の改正に關する件
- 一、市町村吏員の互助救濟施設に關する件
- 一、臨時家族手當に關する件
- 一、都市及町村配付税中三種配付額に關する件
- 一、昭和十六年度市町村豫算における稅收入の計上に關する件

- 一、部落會、町内會等の整備に關する件
- 一、國民精神總動員道府縣本部の解散に關する件
- 一、府縣の現地實行機關に關する件

なほ第二日は午前中地方實情を聽取し午後は内相官邸に於て大政翼賛會關係の打合せを行ふた。安井内相は七日の

内務省特報

全國總務部長會議席上出張中の故を以て特に挾間次官をして左の如き要旨の訓示を代讀せしめた。

訓示要旨

新體制完遂のため先に大政翼賛運動の發足を見るや、これに對する共鳴と協力とは全國に澎湃たるものがあるが、本運動の遂行は決して容易の業ではない、今や本運動の推進的原動力となるべき大政翼賛會は着々その組織機構を整備しつつあり、各位はこの大政翼賛運動の展開に當り地方組織との緊密なる連絡を圖り、國民をして上御一人に對し奉り、日夜夫々の立場に於て奉公の誠を致し、大政翼賛の臣道實踐を全うするやう施策に萬遺憾なきを期されたい。

○ 部落會、町内會等に關してはさきに訓令を以て、これが整備強化につき地方廳の最善なる施策を望んだ次第であるが、この組織は市町村の隣保組織として自治の根基を培養するのみでなく全國民が擧つて大政翼賛の臣道實

職を爲すべき基礎組織として極めて重要な地位、役割を有つてゐる、これ等組織の運営については、權義の觀念を以てすることなく、寧ろ報恩感謝或は捨石となる氣持を以て運営することによつて初めてその本然の機能を發揮し得るものと信ずる。

殊に市町村及び部落會町内會等にそれ／＼常會の開催を定めたのであるが、この常會こそは團體活動の生命であり魂である、常會を通じて住民相互眞心全智全能を出し合ふことによつて切磋琢磨され、やがて報恩感謝の念が湧起するのであつて、更に、この常會において上意下達も下情上通も期し得る、將來全力を擧げてこれが整備に邁進する考へであるから克く訓令の趣旨と地方の實情とに照應して急速にこれが整備を遂げしむると共に、これが運営の指導につき格段の努力を拂ひ、その適切を期せられたし。

隣組組織について總務部長會議の席上齋藤行政課長から

當局の方針を指示したが、それによると切符制度の實施されてゐる。六大都市はじめ重要都市は逸早く政府の指示に即應した内容ある隣組の整備が殆ど完了してゐるが、中小都市殊に切符制の布かれてゐない小都市にあつては比較的整備が緩慢で全然無組織の處さへあるといふ實情、農漁山村の如きも形の上では八割以上の組織整備を見てゐるとはいふものゝ唯古來の五人組の遺風をそのまま隣保班としてゐるだけで當局の最も重點を置く巨道實踐のそれとは遙かに距離があるのが多い。

かくて數字の上でこそ整備が進行してゐるものの實質的には何の意義もないので隣組制度の主管者である總務部長は特にこの點に留意しておそくも十一月末までには内容形式共に整備を完了して大政翼賛運動および戰時國民生活の安定上に必要な全機能を發揮して貰ひたいといふのである。